所得税、市・県民税の申告に関するお知らせ

公的年金等の収入金額400万円以下のかたへ

平成23年以降の各年分において、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合は、確定申告不要制度の対象となり、所得税の確定申告は必要ありません。外国の制度に基づき国外において支払われる年金など、源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている場合、この制度の対象になりません。

?春日部税務署☎733-2111

所得税の確定申告が不要でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。申告が必要かどうかは、左図をご確認ください。

?税務課市民税担当☎768-3111(内線)127

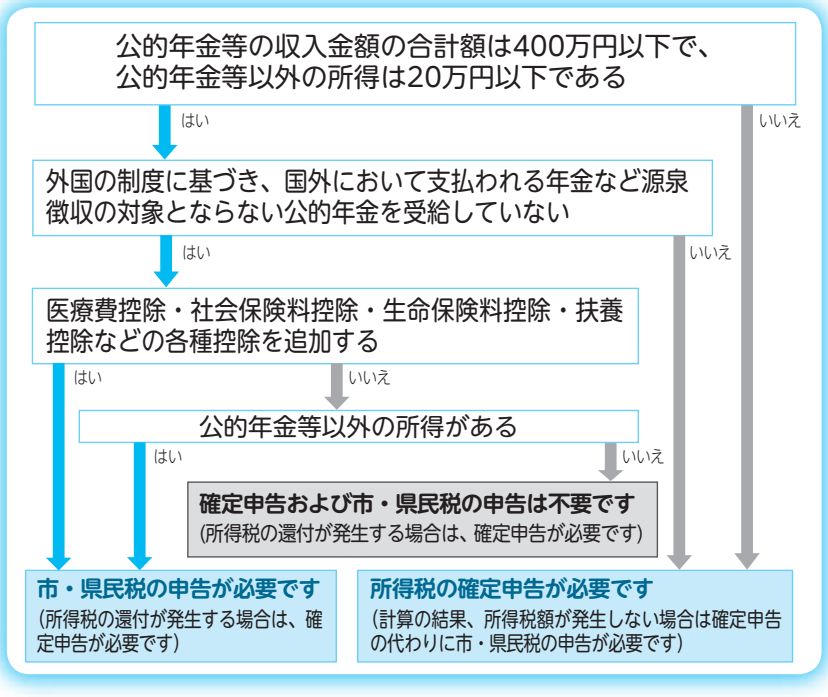

税理士による所得税の還付申告・確定申告無料相談

日時　2月3日(月)～14日(金)（土・日曜日、祝日、2月4日(火)は休み）、午前9時30分～正午、午後1時～4時

場所　各税理士事務所

対象　所得税が還付されるかたのうち、公的年金等を受給しているかた、給与所得者で医療費控除を受けるかた、年の途中で退職または就職したかた（住宅借入金等特別控除を受けるかた、給与や年金以外の所得があるかた等を除く）

※有料の場合もあります。事前にご確認ください。

?税理士会春日部支部事務局☎738-7470

医療費控除を適用されるかたへ

領収書の提出の代わりに医療費控除の明細書の作成・添付が必要です。なお、税務署から医療費控除の明細書の記載内容の確認を求められる場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

?春日部税務署☎733-2111

医療費控除を受ける国民健康保険被保険者のかたへ

医療費控除の明細書における医療費の明細欄への記入は、医療費通知を添付することにより省略可能です。確定申告期間後に通知される11月・12月分の医療費については、医療費の明細欄への記入及び領収書の保管が必要となりますのでご注意ください。

?国保年金課国民健康保険担当☎768-3111(内線)109

e-Taxでの確定申告をご利用ください

パソコンやスマートフォンで簡単にe-Taxで確定申告ができます。国税庁ホームページで申告書を作成し、IDとパスワードを入力するだけでe-Taxによる確定申告ができます。なお、IDとパスワードは税務署で発行します。

?春日部税務署☎733-2111

確定申告に係る介護保険関係の控除証明を発行

各証明書の発行は1月以降となり、発行には1週間程度を要します。また、市が保有する書類の関係上発行できない場合がありますので、ご了承ください。

障害者控除等対象者認定書

障害者手帳をお持ちでないかたでも、65歳以上で要介護の認定を受けていて一定の要件に該当する場合は、申請により発行します。

主治医意見書記載事項確認書

おむつ代の医療費控除が2年目以降で、主治医意見書の項目が判定基準に該当する場合に限り発行します。申請には、前年の申告状況が分かる書類（確定申告書の控え等）が必要です。

?長寿支援課介護保険担当☎768-3111(内線)145